

お知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う対応について

2021年7月12日更新

平素より SPRING JAPAN をご利用いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスによる感染症の発生を受け、本件に関する当社の対応状況を下記のとおりご案内いたします。

ご搭乗に際してマスク着用のお願い(2021年7月12日より当面の間)

ご搭乗に際しては必ずマスクを着用してください(幼児や医療上の理由によりマスクを着用することができない方を除く)。マスクを着用されないお客さま、ならびに発熱など体調がすぐれないお客さまのご搭乗をお断りする場合がございます。新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

定期航空協会からのご案内

空港・飛行機内において、マスク等、鼻と口を覆うものをご着用いただくようお願いいたします。 ワクチン接種後も引き続き、空港・飛行機内では、マスクなど着用をお願いいたします。

ご搭乗にあたり、以下の内容についてご同意いただけない場合は航空機へのご搭乗をお断りする場合がございます。

- ほかのお客さまにご不安やご迷惑をおよぼすおそれがあるため、空港内、航空機内では飲食時を除き、 常時マスクの着用をお願いいたします。(※乳幼児を含む小さなお子さまは除く) ※マスクの着用が難しい場合には、フェイスシールド・マウスシールドなどの着用も可とします。
- マスクなどの着用が難しい場合は、地上係員や客室乗務員へお申し出ください。
 下記 1・2・3 などの健康上の理由および健康状態を確認させていただくことがあります。
 - 1. 呼吸困難や呼吸による胸や背中の痛みが伴う場合
 - 2. かぶれ、腫れ、痛みなど、外的な刺激を伴う場合
 - 3. 圧迫感、不安感、パニックに陥るなど、精神的な苦痛、感覚異常や神経過敏を伴う場合
- ほかのお客さまに不快感を与え、またはご迷惑を及ぼすおそれのある場合、係員の業務の遂行を妨げ、 またはその指示に従わないと判断できる場合は、ご搭乗をお断りする場合があります。

(例:スタッフが事情を伺っても意図的な無視・沈黙がなされ、適切な対応を取ることができない場合、スタッフに対する暴力・暴言があった場合など)



01. 感染拡大に伴う一部の運航便の欠航、運休および減便について(2021年2月12日更新)

新型コロナウイルス関連肺炎の影響に伴う需要減退を踏まえ、SPRING JAPAN 運航便について、一時運休・減便を実施いたします。ご予約済みのお客さまにはご不便をおかけいたしますが、現況に鑑みた判断とご理解くださいますようお願い申し上げます。最新の運航スケジュールは**こちら**でご確認ください。

SPRING JAPAN 国内線・国際線運航スケジュール

https://jp.ch.com/time-table

02. 航空券の変更・払戻について(2021年7月9日更新)

A. 緊急事態宣言の発令に伴う航空券の特別対応について

緊急事態宣言の発令をうけ、SPRING JAPANではご予約中の国内線航空券におきまして下記の特別対応を行います。

【対応内容】 支払手数料を除く全額払戻または搭乗日の変更

【対象便】 SPRING JAPANが運航する国内線全便(成田=新千歳・広島・佐賀線)

【対象期間】 2021年7月9日までの発券且つ2021年7月12日から2021年8月22日までの搭乗分

【お手続き期限】 出発2時間前まで

- ※搭乗日の変更は2021年10月30日までの当社(IJ)便且つ同一区間の搭乗分となります。
- ※事前に超過手荷物のご購入または座席指定をされたお客様のお手続きは、SPRING JAPANコールセンターでのみ受け付けます。
- ※旅行会社でご購入の航空券は、ご予約・発券を行いました旅行会社までお問合せ下さい。
- ※対象航空券の搭乗期間は、変更となる場合があります。
- ※既に変更・払戻された航空券に対する特別対応は差し控えさせていただきます。
- ※ご予約済みの航空券運賃より変更先の運賃が高額の場合、差額を徴収いたします。

B. 欠航、運休および減便に伴う変更・払戻

- 搭乗日の変更(振替)
- 2021年10月30日までの当社(IJ) 便への変更(同一区間に限ります。)を、差額、変更手数料をいただかずに 承ります。
- ・変更手続きを承れる期間も2021年10月30日の運航便出発2時間前までとなります。
- 航空券の払戻
- ・払戻手数料はいただかず全額払戻を承ります。
- ・ 払戻を承れる期間は払戻期限内(搭乗日より30日以内)に限ります。
- ・払戻手続きは支払いの際の方法に基づいて返金処理を行います。

◆変更・払戻の手続き

- ➤ SPRING JAPAN 公式サイト(WEB/スマホ/APP)でご購入の航空券は、以下a~c いずれかの方法でお手続きください。
- a) ログイン → 予約確認 → 予約管理・変更・払戻サービス追加(要ログイン)
- b) (Top ページ内) 変更・取消 https://jp.ch.com/Service/RefundTicket
- c) SPRING JAPAN コールセンター

日本国内



TEL: 0570-666-118 年中無休/09: 00~17: 30 ※日本時間

Email: customer@jp.springairlines.com

中国

TEL: 95524 年中無休/24 時間対応(中国語)、10:00~22:00(日本語) ※日本時間

Email: cs@ch.com

▶ 旅行会社でご購入の航空券は、ご予約・発券を行いました旅行会社までお問合せ下さい。

➤ EXPEDIA でご購入の航空券は、下記ページから変更・取消の手続をお願いいたします。

https://jp.ch.com/Service/RefundTicket

現在多くのお問い合わせをいただき、電話が大変混み合い、繋がりにくい状況となっております。ご迷惑をおかけしますことをお詫びいたします。



03. 日本への入国制限について(2021年1月9日更新)

入管法に基づき、日本到着時前 14 日以内に一部の国・地域に滞在歴がある日本国籍以外の方が入国制限の対象となりますので、旅行前に必ず<u>法務省ホームページ</u>および<u>外務省ホームページ</u>をご確認ください。また、対象となる地域・国が変更されることがあります。

また、日本政府の指示により、2021 年 1 月 13 日から日本に入国されるすべてのお客さまについて、検疫所へ「出国前 72 時間以内の検査証明書」の提出が必要となります。「出国前 72 時間以内の検査証明書」が提出できない場合、検疫所が確保する宿泊施設等で待機していただきます。詳しくは**厚生労働省ホームページ**をご参照ください。

なお、検疫法に基づく「検疫所長が指定する場所(自宅等)において 14 日間の待機要請」および「入国後、14 日間は国内における公共交通機関の使用の制限」についても継続してお願いする事となりますのでご留意ください。現在、日本へ入国する全ての渡航者に対し、質問票の電子申告が義務付けられております。出発予定時刻の 90 分前までに空港へお越しください。ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

04. 日本の検疫体制強化について(2020年7月24日更新)

厚生労働省は入国した日の過去 14 日以内に『検疫強化対象地域(※1)』に滞在歴(検疫強化対象国として追加された日以降の滞在歴)がある方、『入管法に基づく入国制限対象地域(※2)』に滞在歴のある方に対し、入国の前後で以下の対応をお願いしております。対象となる地域・国が変更されることがあります。旅行前に必ず厚生労働省ホームページをご確認ください。

- 健康状態に異常のない方も含め、検疫所長の指定する場所(自宅など)で入国の次の日から起算して 14 日間待機し、空港等からの移動も含め公共交通機関を使用しないこと
- このため、入国前に、ご自身で入国後に待機する滞在先と、空港からその滞在先まで移動する手段(公共交通機関以外)を確保すること
- 入国の際に、検疫官によって、入国後に待機する滞在先と、空港から移動する手段について検疫所に登録いただくこと

加えて、検疫強化対象地域として追加された日にかかわらず、入国した日の過去 14 日以内に『入管法に基づく入国制限対象地域(※2)』に滞在歴のある方については、これまでと同様、全員に PCR 検査と、保健所等による定期的な健康確認を実施しています。

検疫強化対象地域(※1)

入管法に基づく入国制限対象地域(※2)以外のすべての国と地域。

入管法に基づく入国制限対象地域(※2)

日本到着時前 14 日以内に法務省ホームページおよび外務省ホームページ に記載してある地域に滞在歴がある日本国籍以外の方。これらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否の対象となります。



05. 査証の制限等について(2020年8月31日更新)

2020年3月9日午前0時から、中華人民共和国および大韓民国に所在する日本大使館または総領事館で3月8日 以前に発給された一次・数次査証の効力を停止、加えて、香港およびマカオならびに大韓民国に対する査証免除措置を停止しています。

2020 年 3 月 21 日午前 0 時からシェンゲン協定加盟国*またはアイルランド、アンドラ、イラン、英国、エジプト、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコもしくはルーマニアに所在する日本国大使館または総領事館で 3 月 20 日までに発給された一次・数次査証の効力を停止すると共にこれらの国に対する査証免除措置を順次停止します。

※ アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク

2020年3月27日午前0時からインドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、イスラエル、カタール、コンゴ民主共和国もしくはバーレーンに所在する日本国大使館または総領事館で3月27日までに発給された一次・数次査証の効力を停止すると共にこれらの国に対する査証免除措置を停止します。

2020 年 4 月 3 日午前 0 時から入管法に基づく入国制限対象地域(※ 2) を除くすべての国に所在する日本国大使館または総領事館で 4 月 2 日までに発給された一次・数次査証の効力を停止すると共にこれらの国に対する査証免除措置を停止します。

これらの措置は当面の間実施され、対象となる地域・国が変更されることがあります。旅行前に必ず<u>外務省ホームページ</u>をご確認ください。

06. 成田出発便における検温について(2021年5月8日更新)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、SPRING JAPAN ご利用のすべてのお客さまの検温を実施させていただきます。国内線にご搭乗で体温が 37.5℃以上、国際線にご搭乗で体温が 37.1℃以上のお客さまと同行者、並びに同一団体のお客さまには、ご搭乗をお断りさせていただきます。また、解熱剤等を使用して感染の恐れがあることを隠蔽した場合にもご搭乗をお断りさせていただきます。

搭乗をお断りした方 (グループ) の航空券については、払戻手数料を免除させていただきます。ご理解の上、感染拡大防止の対策にご協力くださいますようお願い申し上げます。

対象便:成田発の全便

実施期間:2020年3月1日(日)~ 当面の間



07. 中国の検疫体制強化および入国条件の変更について(2020年11月5日更新)

日本での新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、中国入国時の検疫がさらに強化されております。一部の空港において、日本から渡航される方については 14 日間の自宅または指定施設での隔離処置等が行われるとの情報がございます。詳しくは外務省海外安全ホームページをご確認いただく、もしくは中国大使館にお問い合わせください。

健康申告カードの電子申告

現在、中国到着時、健康状態を電子申告または所定の健康申告用紙により中国検疫官へ申告することが義務付けられています。電子申告は、Wechat アプリで QR コードを読み取り、必要事項を入力するだけで簡単に完了します。Wechat アプリで申告が可能なお客さまは、必ず事前に申告内容についてご確認ください。なお、搭乗手続き時に地上係員より申告内容を確認させていていただきます。ご不明な点がございましたら、搭乗手続き時に地上係員までおたずねください。

新型コロナウイルス PCR 検査陰性証明および抗体検査提示による搭乗開始について

2020 年 11 月 8 日より、ご搭乗に必要な「PCR 検査および抗体検査」陰性証明の内容が変更となります。新型コロナウイルスの感染拡大リスクを低減させるため、日本から中国へ渡航するすべてのお客さまは、搭乗の 2 日前以内(検体採取日から起算)発行の新型コロナウイルス PCR 検査陰性証明および血清 IgM 抗体検査陰性証明が搭乗手続きに必要となります。必要なダブル陰性証明書類をお持ちでないお客さまはご搭乗いただくことはできません。詳しくは、中華人民共和国駐日本国大使館の公式ホームページにてご確認ください。

08. 客室乗務員による機内アナウンスの実施

厚生労働省からの協力要請に基づき、中国路線において、咳や発熱などの症状がある、または疑いのあるお客さまについては、空港到着後、検疫官にお申し出いただくよう機内アナウンスを実施しております。

09. 客室乗務員のゴーグル・マスク・手袋の着用(2020年6月19日更新)

お客さまに安心してサービスを受けていただくため、国内線・国際線の全路線において、客室乗務員はゴーグルとマスクを着用しています。加えて、お食事・お飲物のサービス時などに手袋を着用させていただきます。

機内サービスについて

現在、機内販売サービスは全路線においてオリジナルグッズ、カップ麺、水のみを販売いたします。また、機内誌のシートポケットへの搭載を中止しており、閲覧をご希望の方は機内にて客室乗務員へお声かけください。

10. 機内の客室消毒について

お客さまに安心してご利用いただくために、中国からの成田帰着便および国内線の最終便ではテーブル、アームレスト、トイレのドアノブ等、お客さまの手が触れる部分に対し、アルコールを用いた消毒を実施しております。

11. 機内の空気循環について

SPRING JAPAN では全ての航空機の空調システムに高性能空気フィルター(HEPA フィルター)*を装着しています。機内の空気は、常に機外から新しい空気を取り入れ機内に提供し、その後、機外へ排出することにより、約3分で全て入れ替わる仕組みになっています。

*High-Efficiency Particulate Air (HEPA) Filter : 0.3 ミクロンの粒子を 99.97%以上捕集できる高性能フィルター



12. 厚生労働省・検疫所作成の健康カードおよび各国の要請による検疫関係書類の配布

厚生労働省・検疫所作成の健康カードをお客さまに配布しております。また各国の要請によって、当社が就航している路線の一部で各国の検疫関係書類が配布される場合があります。

13. 除菌剤の飛行機への持ち込み・お預けについて (2020年3月16日更新)

除菌剤について以下の製品については飛行機への持ち込み、お預け共に不可となります。

【対象製品】

- ▶ 折り曲げることで内容成分が混合される製品(スティック(ペン・フック)タイプ等)、粉末剤等を混合して使用する製品(置き型タイプ等)など二酸化塩素ガスを発生させる製品
- ▶ 大幸薬品(株)クレベリン(置き型タイプ、ペン型タイプ)

※ネックストラップ(カード型)タイプやジェルタイプの除菌剤など直接肌につけるものついては、お持込み、お預けともに可能



通知

关于受新型冠状病毒肺炎疫情影响的对应通知

2021年7月12日更新

感谢选乘 SPRING JAPAN (春秋航空日本)的航班。

因受新冠疫情影响,本公司做出如下应对措施,特此通知。

乘机时请务必佩戴口罩(自 2021 年 7 月 12 日起)

为强化防止新型冠状病毒的扩大感染, 乘机请务必佩戴口罩(幼儿、医疗或疾病等特殊因素除外)。未佩戴口罩的旅客或是发烧等身体不适的旅客, 将有可能被拒绝登机。敬请各位旅客配合与谅解。

定期航空协会指南

在机场或机舱内,<u>请务必佩戴上口罩或掩盖上口鼻</u>。

接种疫苗后,也请务必在机场或机舱内佩戴口罩。

如未能同意以下内容,将有可能被拒绝登机。

为了不给其他旅客带来不安和不便,在机场或机舱内除了饮食以外请务必佩戴口罩。

(不包含幼婴儿)

※如难以佩戴口罩时,可使用透明面罩。

工作人员会确认旅客是否有下列健康上的理由难以佩戴口罩。

- 1. 呼吸困难、呼吸时胸部或背部会疼痛。
- 2. 因外部的刺激而产生的皮疹、肿胀或疼痛。
- 3. 压迫感、不安、恐慌产生的焦虑,以及感觉身体异常或神经过敏。

如被认定會于给其他旅客带来不适感或有干扰的行为、或者妨碍工作人员业务及不遵守工作人員指示时有可能被拒绝登机。

(比如,工作人员在询问情况时故意忽视或沉默,不采取适当行动,或对于员工施暴或暴言等)

01. 因疫情扩大航班取消、停运以及减班 (2021年2月12日更新)

因受新型冠状病毒肺炎疫情的影响导致航班需求量减少,SPRING JAPAN 针对航班实施临时停运·减班。对于已预约的旅客带来不便我们深感抱歉,但是因根据现状而做出的判断,敬请理解。最新运行时刻查看**官方网站**时刻表。

SPRING JAPAN 国内线·国际线运行时刻

https://jp.ch.com/time-table



02. 机票的退票手续 (2021 年 7 月 9 日更新)

A. 紧急事态宣言下的特别对应

根据日本政府紧急事态宣言的发表,本公司对日本国内线机票做出如下特别措施。

【对应内容】除支付手续费以外,全额退款或者改签

【适用航班】SPRING JAPAN所承运的所有国内线航班(成田=新千岁·广岛·佐贺航线)

【适用机票】2021年7月9日之前购买,且乘机日期在2021年7月12日~2021年8月22日之间

【申请期限】请务必在出发2小时前申请并办理退改手续。

- ※可改签航班期间为2021年10月30日为止的SPRING JAPAN(IJ)同一区间的航班。
- ※提前购买行李或选座的旅客请联系SPRING JAPAN客服中心办理退改手续。
- ※在旅行社购买的机票,请联系出票的旅行社。
- ※适用机票的乘机日期会根据情况变更。
- ※对于已申请退改的客票, 无任何补退政策。
- ※机票变更时,如变更后机票的舱位价格高于原机票,则需要支付升舱费用。

B. 取消航班的退改手续

- 改签
- ・可改签期间为2021年10月30日为止的SPRING JAPAN(IJ)同一区间的航班,免收升舱费及变更手续费。
- · 请务必在2021年10月30日目航班出发2小时前申请并办理改签手续。
- 退票
- · 全额退款(免收退票手续费)。
- · 可退票期间:原订航班出发日30天内。
- · 退款手续将根据支付方式处理退款。

◆退改手续

- ▶ 通过 SPRING JAPAN 官方渠道(官网/手机/APP)购票的旅客,请按以下方法办理(任选其一)。
 - a) 登录 → 预约确认 → 预约管理·变更·追加退票服务 (需要登录)
 - b) (Top 页面内) 变更·取消 https://jp.ch.com/Service/RefundTicket
 - c)SPRING JAPAN 客服中心

日本国内

TEL: 0570-666-118 年中无休 / 09: 00~17: 30 ※日本时间

Email: customer@jp.springairlines.com

中国

TEL: 95524 年中无休 / 24 小时对应 (中文)、10:00~22:00 (日语) ※日本时间

Email: cs@ch.com

通过代理店购票的旅客,请直接咨询代理店。



通过 EXPEDIA 网站购票的旅客,请前往以下页面进行机票的变更和退票操作。 https://jp.ch.com/Service/RefundTicket

因咨询电话较多,客服中心的电话常处于繁忙状态。给各位旅客带来不便,SPRING JAPAN 深表歉意,敬请理解。



03. 关于限制入境日本 (2021年1月9日更新)

根据日本入管法,在抵达日本前14天以内,曾到访过一部分国家及区域的非日本国籍的旅客将被限制入境日本。请务必于旅行前确认**日本法务省网站**以及**日本外务省网站**。另外,请留意限制入境的区域及国家有可能随时变更。

根据日本政府的指示,自2021年1月13日起对于所有入境日本的旅客必须向检疫站提交在出境前72小时内的检验证书。 如果您无法提交出境前72小时内的检验证书,必须在检疫站所指定的住宿设备隔离。有关详情请参考**厚生劳动省网站**。

此外,根据《检疫法》规定,入境后仍将继续维持在指定地点(或自宅)隔离14天和不可以搭乘日本国内公共 交通工具的规定。目前入境日本的所有旅客必须提交电子调查问卷。请务必在航班起飞前90分钟内到达机场。 感谢理解与配合。

04. 关于日本检疫体制的加强 (2020 年 7 月 24 日更新)

厚生劳动省要求,对在入境日本前 14 天以内在『检疫强化对象区域 (※1)』(被追加为检疫强化对象国后有停留史)或者『基于日本入境管理法限制入境对象区域 (※2)』有停留史的人士、在入境日本前后采取以下应对。由于限制入境的国家与区域随时有变更的可能,详细内容请务必在搭前确认**厚生劳动省**网站。

- 即使健康情况没有异常,也必须在入境日本第二天起的 14 天期间在检疫所长指定场所(住家等)进行观察,并且不能使用日本国内公共交通工具(包括机场出发的移动)
- 因此,在入境日本前,请确保入境后的观察停留地点与机场出发到达停留地点间的交通移动方法(公共交通工具除外)
- 入境时,请在检疫所按照检疫人员要求,登记入境后的观察停留地点与机场出发的交通移动方法。

此外,无论何时被追加为检疫强化对象区域,在入境日本前 14 天内在『基于日本入境管理法限制入境对象区域 (※2)』有停留史的人士都必须在入境日本时接受 PCR 检查,在卫生中心接受定期健康状况确认。

检疫强化对象区域(※1)

基于日本入境管理法限制入境对象区域(※2)以外所有的国家与地区。

基于日本入境管理法限制入境对象区域(※2)

在抵达日本前 14 天以内,曾到访过**日本法务省网站**以及**日本外务省网站**所记载的限制入境日本的国家及区域 名单有停留史的非日本籍人士,在没有特殊情况下,不能入境日本。



05. 关于签证限制 (2020 年 8 月 31 日更新)

2020年3月9日零点起,3月8日前,由驻中国(包括香港,澳门地区)以及韩国的日本大使馆·领事馆所签发的日本单次·多次签证失效。并且停止对于香港,澳门地区以及韩国的免签政策。

2020 年 3 月 21 日零点起,由驻申根协定成员国*或者爱尔兰,安道尔,伊朗,英国,埃及,塞浦路斯,克罗地亚,圣马力诺,梵蒂冈,保加利亚,摩纳哥或者罗马尼亚的日本大使馆·总领事馆在 3 月 20 日为止所签发的单次·多次签证将无效,并且依次停止对以上国家免签证措施。

※ 冰岛, 意大利, 爱沙尼亚, 奥地利, 荷兰, 希腊, 瑞士, 瑞典, 西班牙, 斯洛伐克, 斯洛文尼亚, 捷克共和国, 丹麦, 德国, 挪威, 匈牙利, 芬兰, 法国, 比利时, 波兰, 葡萄牙, 马耳他, 拉脱维亚, 立陶宛, 列支敦士登, 卢森堡

2020年3月27日零点起,驻印度尼西亚,新加坡,泰国,菲律宾,文莱,越南,马来西亚,以色列,卡塔尔,刚果民主共和国或巴林的日本大使馆·总领事馆在3月27日之前签发的单次·多次签证将无效,并且依次停止对以上国家免签证措施。

2020年4月3日零点起,基于日本入境管理法限制入境对象区域(※2)除外的所有日本大使馆·总领事馆在4月2日之前签发的单次·多次签证将无效。

此项措施将根据疫情发展,限制入境的国家与区域随时有变更的可能,详细内容请务必在搭前确认<u>日本外务省</u>网页。

06. 关于对成田机场出发航班的旅客实施体温检查(2021 年 5 月 8 日更新)

为防止新型冠状病毒感染疫情扩散,将对搭乘 SPRING JAPAN 航班的旅客实施体温检查。搭乘国内航班旅客的体温检查结果为 37.5℃ 以上,搭乘国际航班旅客的体温检查结果为 37.1℃ 以上的旅客及其同行者或同一团队的旅客将无法乘机。此外,如果发现有通过使用退烧药剂来掩盖并且隐瞒病情的情况,也将无法乘机。

关于不能乘机旅客(及团队)的机票,SPRING JAPAN 将予以免费退票。为防止疫情扩大所采取的措施,敬请理解与配合。

适用航班:由成田机场出发的所有航班

实施期间: 自 2020 年 3 月 1 日 (星期日) 起

07. 中国航线强化检验检疫体制与入境限制 (2020年 11月 5日更新)

因日本疫情扩大的原因,中国方面再次强化入境中国时的检验检疫体制。一部分机场针对从日本入境的人员将 实施 14 天的在家或者在指定设施的隔离措施。详情请咨询外务省海外安全官网,或者咨询中国大使馆。

健康申报卡的电子申报

目前,在抵达中国时,必须向中国的检验检疫提交可确认个人健康状况的入境健康申报卡或者其电子版。电子版申报,可通过 Wechat 读取 QR 二维码从而简单的进行申报。可用电子版进行申报的旅客,请务必在办理登机手续前确认必须填写事项。在旅客办理值机手续时,地勤人员会向您进行确认,烦请旅客谅解与配合。关于健康申报卡,如果有任何问题或不明白之处,请于值机时向地勤人员询问。



关于在日本实施赴华人员凭新冠病毒核酸检测阴性证明和抗体检测阴性证明登机

自 2020 年 11 月 8 日起,为减少疫情跨境传播,自日本搭乘航班赴华的所有乘客,须凭登机前 2 日内(以采样日期为准)新冠病毒核酸检测阴性证明和血清特异性 IgM 抗体检测阴性证明登机。如果没有新双阴性证明书无法登机,敬请理解与配合。详情请看中华人民共和国驻日本国大使馆**官方网站**最新发布。

08. 客舱乘务员实施机内广播

根据厚生劳动省的配合要求,对于中国航线实施以下机内广播:有咳嗽、发烧等症状或者有疑似症状的旅客, 在到达机场后,请务必向检疫人员申告。

09. 客舱乘务员佩戴护目镜・口罩・手套 (2020年6月19日更新)

为给旅客提供安心的服务, SPRING JAPAN 国内线·国际线的所有航线的客舱乘务员将会佩戴护目镜和口罩。 此外,提供机内餐食·饮料等服务时会佩戴手套。

关于机内销售服务

为防止疫情扩大,机内销售服务只提供 SPRING JAPAN 原创商品,杯面与水。另外,座位前方放置的机内杂志将停止搭载,如有需要阅读的旅客请于机内直接向客舱乘务员索取。

10. 关于机内客舱消毒

为了让旅客安心的搭乘SPRING JAPAN航班,针对由中国出发到达成田机场的航班以及日本国内线的最终航班,会对折叠桌、椅子扶手、洗手间门把手等旅客可触摸到的地方,进行全面酒精消毒。

11. 关于机内的空气循环

SPRING JAPAN 所有飞机的空调系统中都配有高性能空气过滤器 (HEPA 过滤器) *。飞机内的空气是一直由飞机外引进新鲜空气至机内,然后再排出至飞机外。此空气循环每次大约需要 3 分钟来完成。

*High-Efficiency Particulate Air (HEPA) Filter: 是指对于 0.3 微米尘粒数的过滤有效率达到 99.97%以上的高效空气过滤器

12. 分发由厚生劳动省·检疫所制作的健康卡以及应各国要求的检验检疫关系文件

向旅客分发由厚生劳动省·检疫所制作的的健康卡。另外,应各国的要求,还有可能分发各国的检验检疫关系 文件。

13. 关于托运·机内携带除菌剂 (2020 年 3 月 16 日更新)

属于以下种类的除菌剂是不可携带上飞机、也不可托运。

【适用产品】

- 如通过弯曲将内容成分混合在一起的产品(棒/笔/钩型等)和混合并使用粉末的产品(直立型等)释放出二氧化氯气体全部产品
- > 大幸药品(株) Cleverin (直立型、便携式除菌笔)
- ※ 颈带(卡型)型或凝胶型除菌剂等可直接涂抹在肌肤上的消毒用品,可托运、携带上飞机